

阿南市告示第122号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められた次の建築物及びこれに附属する工作物及び立木その他土地に定着する物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月21日

阿南市長 岩 佐 義 弘



1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 阿南市桑野町大地94番地3
- (2) 家屋番号 なし ※未登記のため不明
- (3) 構造 木造瓦葺

2 所有者等が行うべき措置の内容 建築物等の除却

3 2の措置を行うべき理由

建築物が大きく崩落し倒壊の危険性があることから、地域住民の生活環境に影響を及ぼす可能性があり、法第2条第2項の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」に該当し、放置することが不適切である状態にあると認められるため。

4 措置の期限

令和8年9月14日

所有者等が期限までに2の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により阿南市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物等の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7の問い合わせ先へ通知すること。

6 費用の回収

市長等が2の措置を行った場合において、所有者等が後で判明したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

7 問い合わせ先

阿南市 建設部住宅課住まいの安全・安心係

電話 0884-22-3431